

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年 8 月30日
【会社名】	株式会社三機サービス
【英訳名】	SANKI SERVICE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 義兼
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市阿保甲576番地 1
【電話番号】	078-289-4411（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 北越 達男
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市阿保甲576番地 1
【電話番号】	078-289-4411（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 北越 達男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

平成30年8月28日開催の当社第41期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年8月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- ① 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金28円 総額162,098,776円
- ② 効力発生日
平成30年8月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

中島義兼、越智玲緒奈、北越達男、鈴木尚人、小田重廣及び桑田始を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

菅沼博之、北岡昭及び荻野正和を監査役に選任するものであります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役松本邦雄氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準にしたがい、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任するものであります。

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件

取締役中島義兼、越智玲緒奈、北越達男及び鈴木尚人に対し、本総会終結の時までの労に報いるため、当社における一定の基準にしたがい、総額156,545,234円以内において退職慰労金を打ち切り支給するものであります。

なお、支給の時期は、各取締役の退任後とし、その具体的金額、支給の時期、方法等は取締役会の決議に一任するものであります。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、新たに譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を支給するものであります。

譲渡制限付株式付与のために支給される金銭報酬債権の総額は年額50,000千円以内とし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内とします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金処分の件	35,598	39	—	（注）1	可決 99.89
第2号議案 取締役6名選任の件					
中島 義兼	35,580	57	—	（注）2	可決 99.84
越智 玲緒奈	35,584	53	—		可決 99.85
北越 達男	35,585	52	—		可決 99.85
鈴木 尚人	35,576	61	—		可決 99.83
小田 重廣	35,521	116	—		可決 99.67
桑田 始	35,542	95	—		可決 99.73
第3号議案 監査役3名選任の件					
菅沼 博之	35,571	65	1	（注）2	可決 99.81
北岡 昭	35,561	75	1		可決 99.79
荻野 正和	35,575	61	1		可決 99.83
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	32,851	2,786	—	（注）1	可決 92.18
第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件	34,747	890	—	（注）1	可決 97.50
第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	32,611	3,026	—	（注）1	可決 91.51

（注）1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上